

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

○議事日程

平成24年11月7日（水曜日）午前10時 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 議案第6号 関市農業委員会が定める別段の面積について

○出席委員（36名）

1番 内藤 雅夫 君	2番 大竹 誠 君	3番 東山 武司 君
4番 栗倉 秀夫 君	5番 小川 亮二 君	6番 深川 俊朗 君
7番 加藤 徹 君	8番 大澤 慶一 君	9番 沼田 久男 君
10番 天野 邦男 君	11番 兼村 正美 君	12番 石木 治男 君
13番 篠田 権三 君	14番 村井 雅之 君	15番 山田 公平 君
16番 山本 武 君	17番 足立 孝弘 君	18番 中村 睦明 君
19番 美濃羽 久 君	20番 鈴木 和道 君	21番 土屋 尊史 君
22番 土屋 顯弘 君	23番 丹羽 喜和 君	24番 相宮 千秋 君
25番 永井 博光 君	26番 野村 茂 君	27番 林 修美 君
28番 長屋 芳成 君	29番 日置 香 君	30番 藤川 勝 君
31番 村上 忠一 君	32番 伊佐地鐵夫 君	33番 川村 信子 君
34番 長尾 初恵 君	35番 岩田 幸子 君	36番 三輪 正善 君

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	玉田 和久 君	農業委員会事務局課長補佐	渡辺 悟 君
農業委員会事務局係長	津谷 和子 君	農業委員会事務局主査	古田 考幸 君
板取事務所 主任主査	長屋 一也 君	武芸川事務所 主任主査	永井 治美 君
武儀事務所 課長補佐	川島 友教 君	上之保事務所 課長補佐	土屋 一夫 君
洞戸事務所 主任主査	河村 茂 君		

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、はじめに深川俊朗会長からご挨拶をお願いします。

○議長（深川俊朗君） 先日は、津保川産業祭へ行ってきました。大変な賑わいで「人と人のふれあい」があり、良かったかと思いました。地元の農業委員の皆様もたいへん御苦労さまでした。

今月は、農業の将来を考える地域座談会、女性農業委員の研修会などの、さまざまな行事がありますので皆さまのご協力をよろしくお願いします。

また、事務局から説明がありますが、次回の総会の後には、市長との懇談会を計画しておりますのでよろしくお願いします。

それでは、本日は経済部長が公務により欠席のため、事務局長にあいさつをお願いします。

○農業委員会事務局長（玉田和久君） 朝晩が肌寒くなってきました、野山を見ますと秋の深まりを感じるようになりました。11月は、武芸川で関にし秋の祭典、中濃農業祭、上之保ゆずまつりが開催されますのでご参加のほど、よろしくお願いします。

また、農業の将来を考える地域座談会については、初めての試みですが、今後も何度か計画して皆さんの意見を集約して地域の農業の発展のため頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも、どうかよろしくお願いします。

○議長（深川俊朗君） ただ今から、関市農業委員会総会を開きます。会議規則第8条により委員全員の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

35番 岩田幸子委員、36番 三輪正善委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は1ページになります。

所有権移転で、申請地は黒屋地内、JAめぐみのカントリーエレベーターの西200mほどに位置する田、及びココストア関黒屋店の南に位置する農振農用地の田2筆、計4,422㎡です。

譲受人は、農業経営規模の拡大・充実を図りたいというもの。譲渡人は、遠方のため、農業経営が不十分となってきたため、譲受人の申し出に応じるものです。

10月18日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

続いて、2番の案件は、位置図は2ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は小瀬地内、JAめぐみの鮎之瀬支店の南200mほどに位置する農振農用地の田、3,324㎡です。

使用借人は、申請地を借り受け、農業経営を拡大したいというもの。使用貸人は、高齢により農地の管理が困難になり、申し出に応じるものです。

使用貸借の期間は、5年間としています。

10月18日に現地確認し田で農地性有りと確認しました。

続いて、3番の案件は、位置図は3ページになります。

所有権移転で、申請地は武芸川町谷口地内、第3美谷学園宿舍の南25mほどに位置する畑3筆と、隣接の登記簿地目が宅地で現況地目が畑の3筆、計6筆、さらに南70mほどに位置する畑、1筆、計7筆882.56㎡です。

譲受人は、申請地を取得し農業経営の拡大・充実を図りたいというもの。譲渡人は、遠方のため、農地の管理が困難であったため、譲受人の申し出に応じるものです。

10月18日に現地確認し、畑で農地性有りと確認しました。

続いて、4番の案件は、位置図は4ページになります。

所有権移転で、申請地は下有知地内、サークルK関下有知店の北西200mほどに位置する農振農用地の田2筆、計408㎡です。

譲受人は、譲渡人の依頼に応じ、交換により申請地を譲り受け、隣接の自己所有の農地と合わせて管理するというものです。

10月18日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

続いて、5番の案件は、位置図は5ページになります。

賃貸借権の設定で、申請地は下有知地内、長良川鉄道関下有知駅の北東200mほどに位置する農振農用地の田、3、885㎡です。

賃借人は、申請地を借り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。賃貸人は、耕作の時間がないため申し出に応じるものです。

10月18日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

続いて、6番の案件は、位置図は6ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は小瀬地内、瀬尻小学校の東100mほどに位置する農振農用地の田、982㎡です。

使用借人は、申請地を借り受け、農業経営の拡大を図りたい。使用貸人は、他（ほか）の農地経営が多忙となり、申請地の耕作が困難になっていたため申し出に応じるものです。

使用貸借の期間は、10年間としています。

10月18日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

続いて、7番の案件は、位置図は7ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は小瀬地内、JAめぐみの鮎之瀬支店の南西100mほどに位置する農振農用地の田1筆、(有)カネロク製麺の西側に位置する農振農用地の田1筆、フードショップサンダヤの南350mほどに位置する農振農用地の田2筆、瀬尻保育園の北東250mほどに位置する農振農用地の田2筆、計6筆、5,801㎡です。

使用借人は、申請地を借り受け、農業経営の拡大を図りたい。使用貸人は、高齢になり、農地の管理ができないため申し出に応じるものです。

使用貸借の期間は、1年間としています。

10月18日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

続いて、8番の案件は、位置図は8ページになります。

所有権移転で、申請地は小瀬地内、サワセイ関店の南西150mほどに位置する畑、計7筆、266㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたい。譲渡人は、高齢になり、農地の管理

ができないため申し出に応じるものです。

10月18日に現地確認し、畑で農地性有りを確認しました。

続いて、9番の案件は、位置図は9ページになります。

所有権移転で、申請地は緑ヶ丘2丁目地内、緑ヶ丘中学校の南、国道418号沿いに位置する畑、356㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の充実を図りたい。譲渡人は、高齢になり、農地の管理ができないため申し出に応じるものです。

10月18日に現地確認し、畑で農地性有りを確認しました。

続いて、10番の案件は、位置図は10ページになります。

所有権移転で、申請地は板取地内、板取小学校の西、岩本橋の北西500mに位置する畑、193㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業規模の拡大を図りたい。譲渡人は、遠方に居住し高齢になり、農地の管理ができないため譲り渡すものです。

10月18日に現地確認し、畑で農地性有りを確認しました。

以上、所有権移転に関するもの6件、賃貸借権の設定に関するもの1件、使用貸借権の設定に関するもの3件の、計10件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○8番（大澤慶一君） 1番、2番、3番について異議ありません。

○12番（石木治男君） 同じく1番について異議ありません。

○16番（山本 武君） 同じく2番について異議ありません。

○30番（藤川 勝君） 同じく3番について異議ありません。

○10番（天野邦男君） 4番、5番について異議ありません。

○16番（山本 武君） 6番、7番、8番、9番について異議ありません。

○28番（長屋 芳成君） 10番について異議ありません。

○29番（日置 香君） 同じく10番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第1号の10件を原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は11ページになります。

申請地は春里町1丁目地内、榊山本メッキ工業所の西50mほどに位置する田、89㎡です。

申請人は、アパート経営をしているが、高齢であり耕作することが困難になったため、申請地を駐車場及び、アパート管理のための資材置場として整備するというものです。

10月19日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、2番の案件は、位置図は12ページになります。

申請地は吉野町地内、岐阜バス吉野町バス停の東200mほどに位置する畑、323㎡です。

申請人は、燃料店を経営しており、現在申請地の隣接地に居住しているが、住宅を取り壊して、申請地に住宅を新築したいというものです。

10月19日に現地確認し、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、3番の案件は、位置図は13ページになります。

申請地は迫間地内、下迫間公民館の西50mほどに位置する田、6.61㎡です。

申請人は、申請地及び隣接地を一体利用し、農家住宅を新築したいというものです。

10月19日に現地確認し、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断されます。

続いて、4番の案件は、位置図は14ページになります。

申請地は迫間地内、ヤマト運輸(株)岐阜主管支店の南に市道を挟んで隣接する田、2筆、計759㎡です。

申請地は、田として耕作することが困難なため、一時転用による農地の嵩上げを行い、畑地にして管理したいというものです。

10月19日に現地確認し、原野の状況であったため、始末書の添付があります。

一時転用の期間は、許可日から4か月間としています。

続いて、5番の案件は、位置図は15ページになります。

申請地は東志摩地内、東志摩公民センターの南100mほどに位置する畑が2筆、計462㎡です。

申請人は、自宅の進入通路、庭、車庫、物置として利用したいというものです。

10月18日に現地確認し、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断されます。

続いて、6番の案件は、位置図は16ページになります。

申請地は下有知地内、サークルK関下有知店の北西200mほどに位置する田、270㎡です。

申請人は、申請地に、息子の住宅を建築したいというもの。10月18日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、住宅、事業施設等が連坦している区域に近接しているため、第2種農地と判断されます。

5条7番の案件と同時許可案件です。

以上6件について、御審議をお願いします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○1番（内藤雅夫君） 1番、2番について異議ありません。

○5番（小川亮二君） 3番、4番について異議ありません。

○10番（天野邦男君） 5番、6番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の6件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。なお、6番案件につきましては、16番 山本 武委員の関連議案のため、他の案件の採決の後に議題といたします。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、6番案件を除いて説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は17ページになります。

所有権移転で、申請地は春里町1丁目地内、(株)山本メッキ工業所の西30mほどに位置する田が3筆、計613㎡です。

譲受人は、不動産業を営んでいるが、申請地を譲り受け、分譲住宅を建設販売したいというもの。譲渡人は、高齢となり農地の管理が困難になり、経営規模を縮小したいので、譲受人の申し出に応じるものです。

10月19日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、2番の案件は、位置図は18ページになります。

賃貸借権の設定で、申請地は東田原地内、関市食肉センターの東300mほどに位置する畑、3,581㎡です。

賃借人は、申請地の地下に埋蔵する砂利を一時転用により採取したい。賃借人は申し出に応じるものです。

10月19日に現地確認し、畑で農地性有りと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

一時転用の期間は18か月間としています。

続いて、3番の案件は、位置図は19ページになります。

賃貸借権の設定で、申請地は東田原地内、関市食肉センターの南東400mほどに位置する畑、7,527㎡です。

賃借人は、申請地の地下に埋蔵する砂利を一時転用により採取したい。賃借人は、申し出に応じるものです。

10月19日に現地確認し原野の状況であったため、始末書の添付があります。

また、隣接農地の1筆について、親族間の問題があり再三の承諾の依頼にも関わらず、隣地承諾が取れない旨の理由書の添付があります。

この理由書の中で、一時転用であること、農地への復元の誓約、砂利の採取にあたっての法令遵守はもちろんのこと、万が一被害を及ぼすことがあれば、申請人が誠意をもって対処されることの確約がされており、適正な農地運用がなされるものと判断します。

一時転用の期間は、許可日から18か月間としています。

続いて、4番の案件は、位置図は20ページになります。

所有権移転で、申請地は稲口地内、亀山建設(株)前の桜台西交差点の北東角に位置する田、181㎡です。

譲受人は、現在の住まいが老朽化しており、高齢の母と住める状態ではないため、利便性のある申請地を買い受け一般個人住宅を建築するというもの。譲渡人は、障がい者で耕作管理が困難なため譲り渡すものです。

10月19日に現地確認し、畑で農地性有りを確認しました。

なお、農地の区分は宅地化の状況から、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断されます。

続いて、5番の案件は、位置図は21ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は下有知地内、三星刃物(株)の西200mほどに位置する畑、869㎡です。

申請人は親子で、使用借人は、父より申請地を借り受け、住宅の通路、及び車庫・倉庫を設置したい。使用貸人は申し出に応じ貸し付けるものです。

使用貸借の期間は、50年間としています。

10月18日に現地確認し、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断されます。

続いて、7番の案件は、位置図は23ページになります。

所有権移転で、申請地は下有知地内、サークルK関下有知店の北西200mほどに位置する田、409㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、隣接の自己所有地と併せて息子の分家住宅を建築したい。譲渡人は、申請地を3条の4番案件の土地と等面積で交換することで、申し出に応じるものです。

10月18日に現地確認し、田で農地性有りを確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は宅地化の状況から、住宅、事業施設等が連坦している区域に近接しているため、第2種農地と判断されます。

4条の6番の案件と同時許可案件です。

続いて、8番の案件は、位置図は24ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は山田地内、はなまるうどん岐阜関店の北200mほどに位置する畑、238㎡です。

申請人は親子で、使用借人は、貸人である父親と同居しているが、家族が増え手狭となったため、申請地を借り受け住宅を建築たいというもの。使用貸人は、借人からの申し出に応じ貸し付けるものです。

使用貸借の期間は、30年間としています。

10月18日に現地確認し、畑、一部雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は宅地化の状況から、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断されます。

続いて、9番の案件は、位置図は25ページになります。

所有権移転で、申請地は池尻地内、(株)トープロの南に隣接する畑、4筆、計1,595㎡です。
譲受人は、家畜・ペット等の飼料販売業を営んでいるが、申請地をドッグラン用地として譲り受け活用したいというもの。譲渡人は、申し出に応じ譲り渡すものです。

10月18日に現地確認し、原野の状況であったため、始末書の添付があります。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、周辺に代替え地がなく第2種農地以外のいずれにも該当しないため第2種農地と判断されます。

続いて、10番の案件は、位置図は26ページになります。

所有権移転で、申請地は中之保地内、武儀やまゆり東保育園の南西300mほどに位置する畑、28㎡です。

譲受人は、居宅の一部が申請地にかかっているため、譲り受け居宅の敷地の一部として利用したいというもの。譲渡人は、申し出に応じ譲り渡すものです。

10月18日に現地確認し、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は宅地化の状況から、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断されます。

続いて、11番の案件は、位置図は27ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は武芸川町小知野地内、小知野公民館の西200mほどに位置する田、342㎡です。

使用借人は、現在の住居が手狭になったため、妻所有の申請地を借り受け一般個人住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人の申し出に応じ無償で貸し付けるものです。

使用貸借の期間は、50年間としています。

10月18日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は宅地化の状況から、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断されます。

続いて、12番の案件は、位置図は28ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は武芸川町谷口地内、武芸小学校の南西150mほどに位置する畑、239㎡です。

申請人は親子で、使用借人は、家族が増え現在の住居が手狭になったため、申請地を借り受け自己の住宅を建築したいというもの。父親である使用貸人は、使用借人の申し出に応じ無償で貸し付けるものです。

使用貸借の期間は、20年間としています。

10月18日に現地確認し、一部宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は宅地化の状況から、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断されます。

以上、所有権移転に関するもの5件、賃貸借権の設定に関するもの2件、使用貸借権の設定に関するもの4件の、計11件につきまして、御審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○1番（内藤雅夫君） 1番について異議ありません。

○4番（栗倉秀夫君） 2番、3番について異議ありません。

○7番（加藤 徹君） 4番について異議ありませんが、申請の手続きについて、締切日の前日の夜遅くに書類が揃ってないのに、申請書に印鑑がほしいと言ってみえる方がいるので、事務局から適正な指導をお願いしたい。

○農業委員会事務局長（玉田和久君） ご迷惑をお掛けしましてすみません。窓口での説明や、行政書士会を通じて、厳しく指導を行いたいと思います。

○8番（大澤慶一君） 5番について異議ありません。

○10番（天野邦男君） 7番について異議ありません。

○15番（山田公平君） 8番について異議ありません。

○16番（山本 武君） 9番について異議ありません。

○19番（美濃羽 久君） 10番について異議ありません。

○24番（相宮千秋君） 11番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○7番（加藤 徹君） 3番案件の砂利採取ですが、工事によって隣地に被害のあることが考えられますので、隣地承諾が取れないのは問題があるのではないのでしょうか。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 隣地に関してですが、不耕作地で原野に近い状態のため、農地に被害は及びにくい。

一時転用でもありますし、砂利の採取にあたっての法令遵守はもちろんのこと、万が一被害を及ぼすことがあれば、申請人が誠意をもって対処されることの確約がされております。また、親族関係が円満でないことが理由とのことでしたのでやむを得ないと判断します。

○21番（土屋尊史君） 現地ですが、道路が狭くて工事車両が通ることで、他の農業者に迷惑になることも想定されます。また、排水路が埋まっているため対応をお願いしたい。

○農業委員会事務局長（玉田和久君） 申請者に、事務局から注意するよう指導します。

○議長（深川俊朗君） ほかに、質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号の6番案件を除く11件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の所有権移転に関するもの7件、賃貸借権の設定に関するもの1件、使用貸借権の設定に関するもの3件の、計11件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についての6番案件について事務局の説明を求めます。

（16番 山本 武君、関連議案のため退席）

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 6番の案件は、位置図は22ページになります。

所有権移転で、申請地は倉知地内、東海北陸自動車道関インターチェンジの南東300mほどに位置する田2筆、畑1筆、計2, 192㎡です。

譲受人は、申請地の北側で土木建築業を営んでいるが、従業員駐車場と砂利等の一時保管場所として、譲り受けたいというもの。譲渡人は、日当たりが悪く耕作に適さないため、売却金を生活資金に充当するものです。

10月18日に現地確認し、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、用途地域内のため第3種農地と判断されます。

以上、所有権移転に関するもの1件につきまして、御審議をお願いいたします。

- 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 9番（沼田久男君） 6番について異議ありません。
- 議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号の6番案件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の6番案件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

（16番 山本 武君、入席）

次に、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

- 事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は28ページになります。

申請地は稲口地内、亀山建設(株)前の桜台西交差点の北東角に位置する田、181㎡です。

当初事業計画者は、平成15年4月28日に転用許可により、住宅用地として利用する計画で土地を購入したが、埋め立て工事の際、境界立ち合いを否定され、計画が頓挫していた。計画変更申請者は、現在の住まいが老朽化しており、高齢の母と住める状態ではないため、利便性のある申請地を買い受け一般個人住宅を建築するというものです。

10月19日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

5条の4番の案件と同時許可案件です。

続いて、2番の案件は、位置図は29ページになります。

申請地は下有知地内、龍泰寺あかつき幼稚園の南350mに位置する田、2,920㎡です。

当初事業計画者は、平成22年5月30日に一時転用許可により、粘土の採取を1年計画で行ったが、予定どおりに進まず、平成23年5月30日に1年間期間延長するため一時転用許可を受け粘土の採取をしてきた。申請者は、粘土層が見込みより多かったことなどの理由により、平成25年6月27日まで期間延長の申請を行うものです。

10月19日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

続いて、3番の案件は、位置図は30ページになります。

申請地は貸上町地内、貸上公園の北70mに位置する田、292㎡です。

当初事業計画者は、昭和58年3月28日に転用許可により、自己の住宅を建設する計画で土地を購入したが、現住所で家を建てたので不要となった。計画変更申請者は、現在の住まいが手狭となっているため、申請地を買い受け一般個人住宅を建築するというものです。

10月18日に現地確認をし、造成により雑種地の状況でありました。

以上、3件につきまして、御審議をお願いいたします。

- 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 7番（加藤 徹君） 1番について異議ありません。
- 8番（大澤慶一君） 2番について異議ありません。

○11番（兼村正美君） 3番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号の3件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について、説明させていただきます。

関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

賃貸借権の設定に関するもの8筆、使用貸借権の設定に関するもの3筆、計11筆の、計8件について、承認を求められています。更新が1筆で、新規が11筆で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地目は、田が11筆で、計16,760㎡。地区は、千疋、武芸川町、富之保の3地区です。

設定を受ける者は、PLUS棚など計3者です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第5号を原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第6号 関市農業委員会が定める別段の面積についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第6号 関市農業委員会が定める別段の面積について、説明させていただきます。

平成21年12月施行の改正農地法により農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市内の区域に別段の面積を定め公示したときは、その面積を下限の面積として設定できるようになりました。

また、農業委員会は、毎年、下限面積（別段面積）の設定又は修正の必要性について審議することになっております。

関市は、2010年農林業センサスによる市の耕作農家数、耕作面積により、昨年統合した3つの農業委員会それぞれに区域・面積を設定し、平成22年1月6日に下限面積（別段面積）を定め公示をしております。

そこで、今年度（24年度）の下限面積（別段面積）の設定について提案いたします。

本年においても農林業センサスの数値に変動はないため、農地法施行規則第20条第1項を適

用するものとし、統合前の公示の面積、下限面積（別段面積）の変更は行わないこととする。というものです。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第6号について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第6号を原案のとおり承認することといたします。

以上をもちまして、議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 次回の総会は11月26日午前10時からの予定です。総会の終了後、市長と農業委員との農政についての懇談会を行います。

また、11月の主な行事予定は、11月2日が転用申請等受付締切日で、11月5日、6日が転用申請等現地確認日でした。11月27日が農業会議答申日です。

○議長（深川俊朗君） これをもちまして閉会といたします。ご苦労様でございました。

午前11時25分 閉会

本日の会議の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市西神野 6 4 1 番地

㊟

3 5 番 関市武芸川町跡部 1 4 0 7 番地 9

㊟

3 6 番 関市山田 4 7 4 番地

㊟
